

商品概要説明書

ジャックス保証付 J A 教育ローン

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

商品名	ジャックス保証付 J A 教育ローン
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none">○ 住所または勤務地が地区内にある方。○ 申込時年齢が満 20 歳以上、完済時年齢が 70 歳以下の方。○ 勤続年数が 1 年以上の方。○ 安定した収入のある方。○ 借換申込の場合、利用中の教育ローンに直近 6 ヶ月間に返済遅延のない方。○ 保証会社の保証が受けられる方。○ 信用状況に不安がない方。○ その他 J A が定める条件を満たしている方。
対象学校	<ul style="list-style-type: none">○ 幼稚園、小・中・高校、高専、専門学校、予備校、短大、大学、大学院。
資金使途	<ul style="list-style-type: none">○ 入学、在学中に必要な教育資金。 (例) 入学金、授業料、家賃、仕送り資金○ 教育ローンの借換資金。
借入金額	<ul style="list-style-type: none">○ 10 万円以上 700 万円以内、1 万円単位とし、所要金額の範囲内とします。 ただし、医科・歯科・薬科大学または学部の場合は、1,000 万円以内。
借入期間	<ul style="list-style-type: none">○ 6 か月以上 16 年 10 か月以内（元金据置期間含む）とし、元金据置期間の上限は次のとおりとします。<ul style="list-style-type: none">① 入学前の 7 ヶ月以内② 卒業予定年月までの在学期間内③ 卒業後 3 ヶ月以内※ 留年、留学等により卒業年月が伸びる場合も、元金据置期間の延長は行わないものとし、借換のみの場合は、残存償還期間を上限とします。
借入利率	<ul style="list-style-type: none">○ 変動金利とします。 お借入時の利率は、3 月 1 日、6 月 1 日、9 月 1 日および 12 月 1 日の基準金利（農協短期プライムレート）により、年 4 回見直しを行い、4 月 1 日、7 月 1 日、10 月 1 日および 1 月 1 日から適用利率を変更いたします。 お借入後の利率は、4 月 1 日および 10 月 1 日の基準金利（農協短期プライムレート）により、年 2 回見直しを行い、6 月・12 月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。○ お借入利率には、年 1.00% の保証料を含みます。○ 利率は店頭に掲示します。詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わせください。
返済方法	<ul style="list-style-type: none">○ 元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年 2 回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の 50% 以内です。）のいずれかをご選択いただけます。
担保	<ul style="list-style-type: none">○ 不要です。

保証人	<p>○ 当 J A が指定する保証機関（株式会社ジャックス）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。</p>
手数料	<p>○ ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。</p> <p>① 全額繰上返済の場合… — 円</p> <p>② 一部繰上返済の場合… — 円</p> <p>○ ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は一円の条件変更手数料（消費税等含む。）が必要です。</p>
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 支店または金融部（電話：0172-28-1121）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○ 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融部または J A バンク相談所にお申し出ください。</p> <p>東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249） 仙台弁護士会（J A バンク相談所を通じてのご利用となります。上記 J A バンク相談所にお申し出ください。）</p> <p>※ 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・ 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。
その他	<p>○ お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○ 印紙税が別途必要となります。</p> <p>○ 現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。</p>

J A つがる弘前